

今回も、事前に回答を送付する必要はない。当日、以下の論点について議論するため、準備しておくこと。

議論の前提として、以下の用語の意味を確認されたい。

- 自由貿易圏（自由貿易協定）(GATT 24 条 8 項(b))
- 関税同盟(GATT 24 条 8 項(a))
- 共通市場

1. これらはいずれも条約により法的に設定され、WTO のウェブサイトにもそれら条約(RTA)のデータベースがある。条約である以上、当然ながら当該条約の当事国間においてのみ適用される。だとすると、GATT 1 条の定める最恵国待遇義務と両立しないはずである。しかし、GATT 24 条で自由貿易圏等の形成を認めている。では、GATT 1 条と 24 条とりわけその 4 項とは、どのように両立するのだろうか。

2. 日本の『[外交青書 1995](#)』は次のように述べている。

これらの地域統合、地域協力は、規模の経済、域内産業の競争力強化と構造調整の進展などによる域内経済の活性化を通じ、世界経済の発展に貢献し得るものである。また、国際貿易等に関して多角的なルールが未成熟な分野において、関心を共有する諸国が地域的に協力することが有益な場合もある。その一方、域外国に対する透明性が十分に確保されない可能性があるという問題があり、特に複数の地域統合、地域協力が相互の協力なく独自に進展し、多角的ルールがこれに追いつかない場合、世界経済のブロック化を招来しかねない危険がある。したがって、地域統合及び地域協力が多角的自由貿易体制を補完し強化するものとして進展するよう確保していくことが重要な課題である。

ところが、2002 年の『[日本の FTA 戦略](#)』では、地域統合・協力を重視する方向に大きく変わった。そして、『[同年のシンガポールとの EPA に始まり、多くの EPA を締結してきている](#)』。1995 年～2002 年の間に、何が変わったのだろうか。1995 年時点で示されていた懸念は、現在消滅しているのだろうか。消滅したのならば、それはなぜか。していないのなら、その懸念にも拘わらず多くの EPA が締結されているのはなぜか。

3. WTO に参加している国の中で FTA を締結する場合、WTO に定められている義務を超える(WTO-plus)義務を定めるのでなければ意味がない。そこで、日・インド EPA を例に具体的に考えてみよう。

GATS 1 条は人の移動を伴うサービスも想定しており、GATS には『[この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書](#)』が付されている。WTO のサービ

[スデータベース](#)で GATS をクリックし、Member で Japan を、Sectors で Horizontal commitments/Cross-sectoral MNF exemptions を選択し、Search ボタンを押す。出てきた Horizontal commitments の(All sectors)をクリックすると、GATS の下で日本が行っている約束が出てくる。まずはこれを読んでみよう。日本語での解説は、『不公正貿易報告書 2016 年版』第 II 部第 12 章 488-489 頁にある。

[日・インド EPA](#) では、人の移動は第 7 章に定められている。そして、76 条に、具体的な規定は Annex 7 におかれると書かれている。そこで Annex 7 を見てみよう。そこに定められていることは、GATS の下で日本が引き受けている義務とどのように異なるだろうか (=どこが “WTO-plus”か)。

4. 日・インド EPA 第 14 章は紛争処理を定める。136 条以下には仲裁も定められている。“WTO-plus”の規定は定義上 WTO には存在しないので、“WTO-plus”に関する紛争は EPA の紛争処理手続を用いるしかない。では、EPA にも WTO にも定められていることについて日・インド間で紛争が生じた場合、WTO あるいは EPA の紛争処理手続いずれが用いられるか。

参考文献 (国際経済法の教科書類に加えて)

- 佐分晴夫「GATT/WTO と地域統合」国際法学会 (編)『日本と国際法の 100 年 7 卷 国際取引』(三省堂、2001 年)
- 川瀬剛志「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続の競合と調整 (1) (2・完)」上智法学論集 52 卷 1・2 号、3 号 (2008 年)
- 間宮勇「WTO 体制における地域経済統合」日本国際経済法学会 (編)『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』(法律文化社、2012 年)
- 高島忠義「WTO 体制における地域主義」法学研究 (慶應) 85 卷 12 号 (2012 年)
- 中川淳司「TPP ルールと WTO」馬田啓一ほか『TPP の期待と課題』(文眞堂、2016 年)
- [『2016 年版 不公正貿易報告書』](#)「第 III 部 経済連携協定・投資協定」